



大山崎町

**パートナーシップ宣誓制度
ガイドブック**

—大山崎町教育委員会生涯学習課—

はじめに

大山崎町では、性的指向及び性自認などに関わらずひとりひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことができる共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度の運用を行っています。

この制度では、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力しあい、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓されたお二人に対し、宣誓書が提出されたことを証する受領証を交付しています。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、大山崎町としてこの制度の導入により、あらゆる人たちに性の多様性や性的少数者（性的マイノリティ）の方々に対する理解と共感が広がり、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

I 宣誓することができる人

一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が対象です。

具体的には、戸籍上の同性のお二人に限らず、トランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより、戸籍上は異性のお二人という例もあり、様々なケースのお二人が対象となります。

パートナーシップ宣誓をするには、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) お二人がどちらも成年に達していること
 - ・2022年の民法の改正により、「満18歳以上」の方が対象となります。
- (2) 少なくとも、いずれか一方が、現に大山崎町民であること
 - ・これを証明する書類として「3ご持参いただく書類等」をご確認ください。
- (3) お二人が、どちらも現に婚姻（事実上婚姻と同様の関係を含む）していないこと
 - ・これを証明する書類として「3ご持参いただく書類等」をご確認ください。
- (4) お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと
 - ・同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣言・登録等をしている方は宣誓できません。
- (5) お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと
 - ・宣誓しようとする者同士が、養子縁組をしている又はしていた場合は除きます。

Ⅱ パートナーシップ宣誓手続き

1 宣誓日時の事前予約

- (1) 宣誓を希望する日の7日前（土日祝日・年末年始（12月28日～1月4日）を除く）までに、電話又はメールで予約をしてください。

※予約時には次の内容をお伝えください。

- ①宣誓希望日時（第3希望まで）
- ②宣誓されるお二人のお名前（フリガナ）
- ③電話番号

- (2) 宣誓日時をご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約連絡先 教育委員会生涯学習課

☎ 075-956-2101

Mail syogai@town.oyamazaki.lg.jp

2 宣誓日当日

- (1) 予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
- (2) 宣誓に必要な書類（次ページ「3 ご持参いただく書類」参照）をご持参ください。
- (3) 宣誓には職員が立ち会います。お二人で「パートナーシップ宣誓書」にご署名ください。
- (4) 内容を審査し、適正と認めた場合には、宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。即日交付も可能ですが、交付までに1時間程度を要しますので即日交付を希望される場合にはご了承ください。

3 ご持参いただく書類等

必要書類	説明等	提出枚数
住民票の写し又は住民表記載事項証明書	3か月以内に発行されたもので、本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続き柄、住民表コード、個人番号は省略したもの	各1通
現に婚姻していないことを証明する書類	3か月以内に発行された戸籍抄本又は独身証明書（本籍地の市町村で取得できます） 外国籍の方は、大使館等の公的な機関が発行する配偶者がいないことが確認できる書類とその日本語訳文	各1通
本人確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証、その他官公庁が発行する本人の顔写真が貼付されたもの	提示
通称名を日常的に使用していることがわかる書類 （氏名とあわせて通称名の使用を希望される場合のみ）	通称名を使用していることが客観的にわかる書類等	提示

Ⅲ パートナーシップ宣誓後について

1 宣誓書受領証等の再交付

氏名・通称名を変更した場合や、受領証の紛失、破損、汚損などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出してください。

2 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) お二人が大山崎町外に転出されたとき
- (3) そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき

Ⅳ 行政サービス

パートナーシップ宣誓書受領証もしくは受領カードを提示することで、利用可能となる行政サービスです。

行政サービス一覧
犯罪被害者等見舞金の支給
災害見舞金の給付

大山崎町

パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック

大山崎町教育委員会 生涯学習課

令和5年6月

〒618-8501

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3 番地

電 話 075-956-2101

F A X 075-956-0131

Eメール syogai@town.oyamazaki.lg.jp